

税関職員の身分を示す証券等の書式に関する省令及び財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>税関職員の身分を示す証券等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）</p> <p>税関職員に係る関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百五条第三項若しくは第二百二十六条、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十五条第二項、通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第三十八条第二項、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二十条第二項、自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第一百号）第九条第二項、コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）第十二条第二項、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号）第七条第二項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三、輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二十二条第三項、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第四十二条第二項、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第三条第五項又は経</p> | <p>税関職員の身分を示す証券等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）</p> <p>税関職員に係る関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百五条第三項若しくは第二百二十六条、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十五条第二項、通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第三十八条第二項、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二十条第二項、自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第一百号）第九条第二項、コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）第十二条第二項、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号）第七条第二項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三、輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二十二条第三項、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第四十二条第二項又は国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第三条第五項の身</p> |

濟上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第百十二号）第五条第三項の身分を示す証票又は証明書の書式は、次のとおりとする。

分を示す証票又は証明書の書式は、次のとおりとする。

改 正 案

財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）

別表第一（第三条・第四条関係）

| | | | |
|-------|------|------|---|
| 一～四〇 | （省略） | （省略） | 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百九十四号） |
| 四〇 | （省略） | （省略） | 第三条第二項第二号 |
| 四〇 | （省略） | （省略） | 第三条第一項第一号ロ |
| 二〇 | （省略） | （省略） | （省略） |
| 三〇 | （省略） | （省略） | （省略） |
| 四一～五〇 | （省略） | （省略） | （省略） |

現 行

財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）

別表第一（第三条・第四条関係）

| | | | |
|-------|----|----|----|
| 一～四〇 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 四〇 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 四〇 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 二〇 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 三〇 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 四一～五〇 | 同上 | 同上 | 同上 |